

Baby-bee 重要事項説明書

令和8年7月1日現在

Baby-bee

西宮市天道町25番7号 ジュエルコート甲子園口101

TEL/FAX : 0798-61-5111

H.P : 080-4111-4021

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 条 事業者

事業者名称	株式会社 Baby-bee
主たる事務所の所在地	西宮市天道町 25 番 7 号 ジュエルコート甲子園口 101
法人種別	株式会社
代表者職氏名	代表取締役 札幌 秀子
電話番号	0798-61-5111

第 2 条 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業 A 型
事業所の名称	Baby-bee
事業所の所在地	西宮市天道町 25 番 7 号 ジュエルコート甲子園口 101
電話番号・FAX・携帯電話	電話/FAX 0798-61-5111 携帯電話 080-4111-4021
管理者氏名	園長 大澤 沙織

第 3 条 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄筋コンクリート 5 階建て 1 階部分
	延 床 面 積	89.63㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1 室	
ほ ふ く 室	1 室	
保 育 室	1 室	
その他		幼児用トイレ（2 個）手洗い（4 個）、沐浴設備 調理室、職員室、玄関ルーム
屋外遊戯場（園庭）		（代替場所） 二見公園

第4条 保育園の方針

【保育理念】

「心」を重視し、愛情に満ちあふれた環境の中で、生きる力を養い、個性に応じたきめ細やかな保育を目指す。

【基本方針】

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

【保育目標】

- ・「生きたい」 心身ともに豊かなこども
- ・「知りたい」 主体的に考え行動する子
- ・「仲間になりたい」 明るく元気なこども

【保育の特徴】

- ・「こころ」が伝わる共育
- ・共育のまなざし
- ・「こころ」を育む多様性と共生
- ・五感を育む食育
- ・共に育む「家庭」と「園」

第5条 定員及び園児数（2026年7月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
定員	2人	8人	9人	19人
園児数	2人	6人	11人	19人

第6条 職員体制（2026年7月1日現在）

職 種	員数	常勤	非常勤
園長	1	1	—
主任保育士	1	1	—
保育士	10	3	9
調理員	2	—	2
事務、用務職員	1	—	3

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入園人数により変動することがあります。

第7条 提供する保育サービス

サービス名	内 容
延長保育	保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。 保育短時間：7:30~8:30 及び 16:30~19:00 まで 保育標準時間：18:30~19:00m まで ※10分 250円
あゆみ保育	障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。

第8条 開園日・開園時間・保育時間及び休園日

開 園 日	月曜日 ～ 土曜日
休 園 日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、その他市長が特別な理由があると認めるとき
開 園 時 間	7:30~19:00
保育標準時間認定に係る保育時間	7:30~18:30（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定に係る保育時間	8:30~16:30（うち保育が必要と認められる時間）

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。

支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

第9条 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、園児を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

- ・避難所へ避難している場合は、LINE 公式アカウントや、メール配信、掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。
- ・電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

※「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

※「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないよ

うな、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

〈午前7時現在〉

○気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。

○西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※臨時休園後、発令が解除された場合は、当園で安全に配慮のうえ再開するかどうかの判断を行います。再開を行う場合はコモンまたは、LINE 公式アカウントで連絡いたします。

〈午前7時以降〉

○「特別警報」や「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報(警戒レベル)については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず西宮市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

第10条 利用者負担

（1）保育料

西宮市が定める保育料となります。

（「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中で退園された場合
- ・災害その他緊急、やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

（2）延長保育に係る利用者負担金

項 目	金 額
延長に保育にかかる費用	10分250円（月の上限額3,000円）

（3）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

上記に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
カラー帽子	園外保育へ出かける時に使用します。 卒園するまで使用します。	1枚 1,000円
オムツ	サブスク利用料 ※個々で契約していただきます	1ヶ月 2,550円

お布団	サブスク利用料 ※個々で契約していただきます	1ヶ月	1,950円
行事費	実費が発生した場合にのみ徴収します。	年間300円程度（その都度徴収）	

※上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

※同一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

※災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は日割り計算を行います。

第11条 保育園の一日

時間	活 動	時間	活 動
	0歳児		1. 2歳児
7:30	順次登園・視診・検温 自由あそび	7:30	順次登園・視診・検温 自由あそび
10:30	離乳食・ミルク (散歩)	10:00	戸外・室内あそび (散歩、公園) 主活動 (異年齢、年齢別保育)
11:00	午睡	11:30	給食
14:00	目覚め	12:30	午睡
14:30	離乳食・ミルク 室内あそび	14:45	目覚め
		15:00	おやつ 室内あそび
16:30	おわりの会 順次降園	16:30	おわりの会 順次降園

※天気の良い日は、毎日、近隣の公園に出かけます。

※上記時刻は目安です。

第12条 保育園の年間行事

月	行 事
4月	・入園式、進級式
5月	・こどもの日集い ・お散歩遠足
6月	・春の健康診断 ・歯科検診
7月	・七夕のつどい
8月	・なつまつり
9月	・お月見会 ・おもてなし会

10月	・親子ふれあいあそび
11月	・秋の健康診断 ・お散歩遠足
12月	・クリスマス会
1月	・初詣
2月	・節分 ・発表会
3月	・ひなまつり会 ・おわかれ遠足 ・卒園式（おわかれ会）

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。2ヶ月に1度、足底測を実施します。

第13条 食事提供について

献立表は栄養士が作成し、毎月末に「コドモン」にて翌月の献立表をお知らせします。

食事提供の方針	「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、年齢にあわせた様々な食育の取り組みを進めていきます。 自園調理し、薄味で和食中心、旬の食材を取り入れ、季節を感じられる給食を提供します。 衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
お弁当日について	お弁当の持参をお願いする日があります。（遠足等の行事）
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により食事に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
非常時への備え	非常時に備え、食品（アルファ化米、レトルトフード等）を備蓄しています。ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に園の食事にて使用しています。

【保育園の食事】

	食種	内容	献立表	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前・1回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳初期	0歳児クラス ↓
	離乳中期		離乳中期	
	離乳後期	午前・午後に各1回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳後期	
	離乳完了期（移行期）	昼食とおやつ 牛乳：午前50ml、午後100ml	未満児	2歳児クラス
幼児食	1、2歳児食	満1歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子さまの状況に応じて形状等に配慮します。		

ご家庭と園、両方での食事を合わせて1日分の食事となります。園の食事内容（食材の種類、分量等）をご覧ください、ご家庭における食事内容の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

第14条 健康について

（1）登園時の健康観察について

- ・登園時に、お子様の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中にお子様のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

（2）病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、お子様自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

（3）保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

（4）薬について

- ・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
- ・保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリスCL1 ネオ 】

歯の保存液 【 ティースキーパーネオ 】

軟膏 【 ムヒS 】

（5）感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】（別紙1）を提出してください。

（コピーしてご使用ください。西宮市ホームページからダウンロードもできます。）

- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の園児の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出て

いるときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。

- ・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・こどもの顔が見える、あお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児にあっては、3日）経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症日2日前から発症後7～10日間はウィルスを排出しており、特に発症後5日は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登園が可能。
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること

流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹 後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現 してから5日経過し、かつ全身状態 が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認め られていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現し た数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した 後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現 した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過する まで	特有の咳が消失していること又は適 正な抗菌性物質製剤による5日間の 治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認 められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイ レでの排泄習慣が確立している5歳 以上の小児については出席停止の必 要はなく、また、5歳未満の子どもに ついては、2回以上連続で便から菌 が検出されなければ登園可能であ る。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認め られていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認め られていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始 する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過して いること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始 する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・ 潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がな く、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと

ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版＞

第15条 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、実習生の受け入れをしています。

第16条 緊急時等の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。
また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医師】

医療機関の名称	はしむら小児科
医師名	橋村 裕也
所在地	西宮市深津町7-21 阪急西宮ガーデンズ別館1F
電話番号	0798-69-0120

医療機関の名称	むらまつ歯科
医師名	村松 弘康
所在地	西宮市上葭原町5-22
電話番号	0798-38-4443

【近隣の医療機関】

内科	はやしま小児科	西宮市荒木町16-7	0798-63-3232
耳鼻科	中島耳鼻咽喉科	西宮市天道町26-9	0798-71-3387
眼科	大久保眼科	西宮市甲子園口3-9-10	0798-73-5333
歯科	吉田歯科医院	西宮市瓦林町1-24	0798-72-5069
皮膚科	あさくら皮フ科	西宮市甲子園口2-4-10	0798-74-1214
外科	ひとら整形外科	西宮市松山町13-24	0798-64-3011

第17条 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

※避難場所

保 育 園 の 状 況	避難場所
保育園に影響が無く（少なく）安全な場合	保育園
① 火災や地震等で保育園が安全でない場合 ② 台風等で水が上がってしまった場合 ③ その他、園では安全が確保できないと判断した場合	地域防災拠点 （瓦木小学校）

※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○安全計画について

保育園では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

○防犯対策について

- ・カメラ付きインターホンを設置し、安全管理をおこないます。また独自の「事故防止対応指針」を作成し、それに基づき日々の安全管理につとめます。
- ・室内にも記録用防犯カメラを設置しています。

○当園では、緊急時に「コドモン」および「公式 LINE」より情報配信を行いますので、ご登録をお願いします。

第18条 コドモンについて

「コドモン」とは、連絡表や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

- ① 園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報
- ② 保育所で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③ 遠足等が中止になる場合の連絡
- ④ その他

第19条 公式LINEについて

「公式LINE」とは、日々の保護者との連絡や、園からのお知らせ・緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。個々でご登録いただきますようお願いいたします。

第20条 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに関係法令に基づき適切に取り扱います。

また、園では個人用のロッカーや靴箱などにお子様のお名前を明記して、誰の持ち物かわかるようにしています。そのことについて、園に伝えておきたいことがありましたら、担任までお伝えください。

第21条 関係機関との連携

園児の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

第22条 他園との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

第23条 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましては行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

第24条 児童虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。こどものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、こどもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 （児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	こどもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、こどもへの過剰なスキンシップ等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、こどもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、こどもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、こどもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、こどもに心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります。（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。

市に通告することにより、こどもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園では、こどもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

- ・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。
- ・当園は、こどもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

第25条 加入している損害賠償責任保険

保険の種類	傷 害 保 険	施設賠償責任保険	生産物（食中毒）賠償責任保険
保険金額	死亡・後遺症 215 万円 入院 2,250 円/日 通院 1,500 円/日	身体 1 人 10 億円まで 1 事故 10 億円まで 財物 1 千万円まで	身体 1 人 10 億円まで 1 事故 10 億円まで 財物 1 千万円

第26条 ご意見・ご要望・苦情解決制度について

当園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

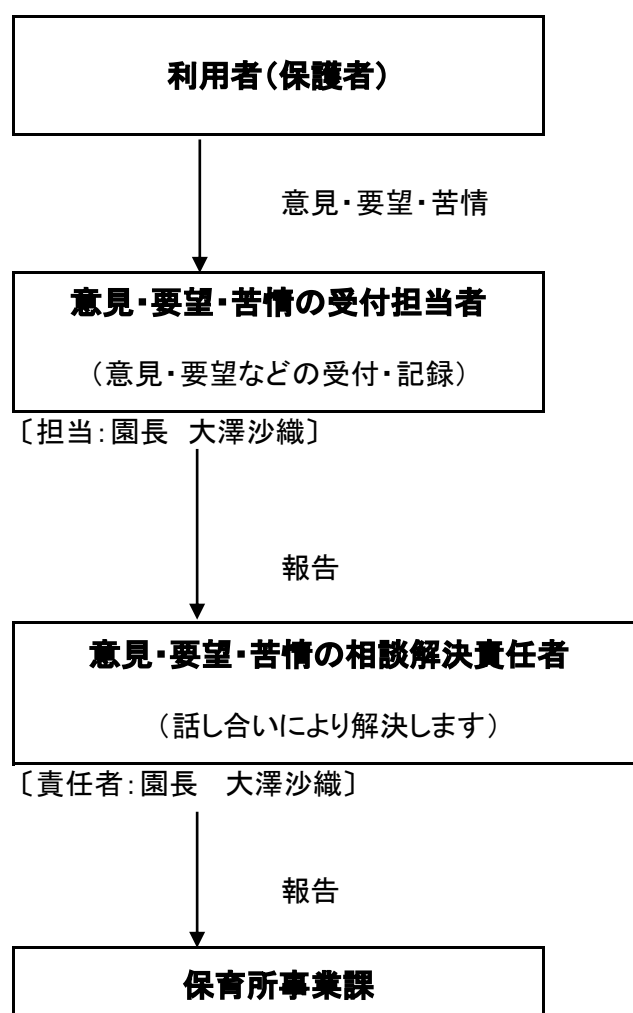
お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。

当園では、職員の誰もがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて

Baby-bee



※結果については口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

第27条 入園にあたって留意していただきたいこと

- ・保育園の駐車場は1台分です。
- ・満車時には、駐停車して待つのではなく、コインパーキングなど近くの有料駐車場をご使用ください。
- ・路上に停めると近所の方の迷惑になりますので、少しの時間でも周辺で駐停車しないでください。
- ・ルールを守られない場合は駐車場の利用を禁止する場合がございますので、ご了承ください。
- ・その他の留意事項は、「入園のしおり」を参照してください。

第28条 夜間、日・祝日等の緊急時の連絡先について

- ・携帯電話 (080-4111-4021)
 - ・メールアドレス (mail@kidsroom-babybee.com)
 - ・公式LINE
- 上記のいずれかにご連絡をお願いいたします。

第29条 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項については、別途当園が作成する「入園のしおり」において提示するものとします。

その他、個別の取扱事項については、利用契約書のとおりとします。

※この重要事項説明書の内容は、2026年7月1日現在の情報です。

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮
いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態にまで回復されましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」を
ご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書	②登所届
医師の証明が必要	医師の診断に従い、 保護者の届けが必要
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	RSウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	帯状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

ご依頼

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届を
いただいております。）

✂切り取り✂

① 登所可能証明書（医師の証明）

② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）

どちらかに○印を記入

施設長 宛

児童名：（生年月日 年 月 日）

病名：

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 年 月 日から登所可能です。
園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。

年 月 日

医療機関名：

医師名（①の場合のみ）：

保護者名（②の場合のみ）：